

令和元年6月27日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

ポリ塩化ビフェニルが含有している可能性のある塗膜について
(事務連絡)

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げる。

PCB汚染物については、「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」（通知：環循規発第1903283号、環循施発第1903281号）により、その該当性判断基準をお示ししたところである。

本年5月22日の参議院決算委員会において、添付のとおり、PCB汚染物のうちPCBを含有した塗膜（PCB含有塗膜）については、その施設の部位によってPCB濃度に濃淡がある場合は、特定の部位のPCB濃度のみによって当該施設全体の塗膜のPCB汚染物への該当性を判断することは適当ではないとの指摘がなされたところである。このため、PCB含有塗膜に係るPCB汚染物への該当性の判断における塗装の方法等に応じた適切な試料採取方法を周知することとしているが、それまでの間、留意されたい事項について下記のとおりお知らせする。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- ① 製品としてPCBを含有する塗料（PCB含有塗料）は、昭和41年から昭和47年まで製造された塩化ゴム系塗料の一部に使用され、これらは昭和49年までの塗装に使用された可能性がある。
- ② 以下の施設・設備のうち、昭和41年から昭和49年までに建設又は塗装されたものにPCB含有塗料が使用された可能性がある。
 - 鋼製橋梁
 - 鋼製洞門
 - 排水機場の鋼構造物

- 鋼製タンク（石油貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク）
- 水門・鉄管の鋼構造物
- 鋼製船舶

(③) ②の施設・設備においてPCBの染み込み又は付着等が確認された場合は、当該施設・設備全体の塗膜がPCB汚染物に該当するものとして安全側で取り扱うこととされたい。

(以上)